

新たに任意継続被保険者になる皆様へ

三菱ケミカル健康保険組合

健康保険料の口座振替について

任意継続保険制度加入時にお申し込みいただき、明治安田システム・テクノロジー株式会社MBS事業部門（以下MBS）の健康保険料口座振替サービスをご利用いただくことで、手数料のご負担なしに、健康保険料を納付期限日である毎月10日までに三菱ケミカル健康保険組合に納付することができます。

MBSでの口座振替日は納付期限日前月の27日（27日が金融機関休業日にあたる場合はその翌営業日）です。毎月、振替が完了していることを必ずご自身でご確認いただき、未完の場合は、当組合に連絡いただいた後、手数料をご自身でご負担の上、当組合指定の口座に健康保険料をお振込み願います。

納付期限日までに健康保険料の納付ができない場合は健康保険の資格を喪失となりますのでご注意ください。

なお、残高不足等で口座振替が未完となり、当組合の指定口座への入金もない場合は健康保険の資格喪失となりますが、当組合およびMBSでは一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。

以上